

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（一般行政職）

特定事業主名： 関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.6%
全職員	67.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.8%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	94.4%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	93.4%
26～30年	91.2%
21～25年	92.3%
16～20年	87.2%
11～15年	89.6%
6～10年	93.6%
1～5年	105.4%

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（技能労務職）

特定事業主名： 関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.0%
全職員	66.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	79.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	81.4%
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。
- ・非表示「—」としている箇所については、該当者が存在しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（教育職）

特定事業主名： 関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.3%
全職員	51.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	100.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明欄】

- ・課税給与所得を基に算出。
- ・短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。
- ・役職段階別欄において非表示「—」としている箇所については、該当者が存在しない。
- ・勤続年数別欄において非表示「—」としている箇所については、対象者が当市の採用ではないため、算出することができない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。